

第十九回 宗教法学会・報告

## イギリス法における宗教信託の公益性

富澤 輝 男

(国際武道大学)

### はじめに

イギリスにおいて、宗教信託とは、宗教の推進という目的の公益信託を意味する。公益信託は、公益目的すなわち私益を目的としない信託をいう。しかし、この公益目的とは何か、が法的に非常に困難な問題となっている。

わが国でも、近時、公益信託が実用化されたが、イギリスでは公益信託の歴史が古いためか、この公益信託における公益性に関する事例が多くみられる。この問題に関する考察は、国情や問題の主体の違いがあるものの、わが国の公益信託の公益性だけでなく、公益法人の公益性の問題に資するところが少なくないと思われる。

なお、イギリスでは、一九六〇年のチャリティ法 (Charities Act 1960) の制定以後は、民間の公益活動を法的にチャリティ(①) (charity) と称するようになった。これは、公益活動の法的形態を従来の公益信託に限定せず、それ以外の保証有限会社 (company limited by guarantee) や産業・儉約組合 (Industrial and provident society) などという法的形態をも容認するに至った結果であると思われる。(②)

本報告では、このイギリスにおける宗教チャリティすなわち宗教信託について、その公益性の問題を取り上げてみた<sup>1)</sup>。

注

(1) 昭和五二年の今井記念海外協力基金他一件が最初の公益信託である。

(2) チャリティとは、公益目的の基金の募集、供与および事業をさす。チャリティの分類については、後に掲げた富澤「英国公益信託法の研究」を参照されたい。

(3) チャリティの法的形態については、後に掲げた富澤「イギリスにおけるチャリティの法的形態」を参照されたい。

(4) イギリスにおけるチャリティ全体に占める宗教チャリティの比率は、一九七〇年の資料によると、八パーセントとなっている (Report of the Charity Commissioners for England and Wales, 1970)。

## 一 公益信託における公益要件

### (一) 公益の法的意味

宗教信託にかぎらず、公益信託に共通する要件として、公益 (public benefit) が要求される。公益すなわち公共の利益とは、イギリスの判例法によると、「共同社会すなわち公衆またはその一部に利益を与えること」を意味するとされている。

この公益という要件は、二つの要素を有している。一つは、「利益」の存在であり、いま一つは、その利益は「公共の利益」でなければならぬということである。まず、第一の要素に関して、たとえば、Gilmour v. Coats<sup>1)</sup>では、隠遁的かつ観想的な生活をしている修道女の団体という共同体に利益を与えるという目的につい

て、神へのとりなしの祈りをなす者に対する利益は、あまり漠然としていて、立証不能であることを理由として、法律上公益性がないという判決がなされている。つぎに、第二の要素に関して、たとえば、①私的な出資者たちの保護のための信託、および②近親者または指名された者の子孫のための信託は、いずれも、その目的となっている利益は、「私益」にすぎないとされた。そのほか、特定の団体の構成員の相互利益をはかる信託も、その目的にもよるが、多くは公益的地位を認められていない。

しかし、限定された数の人々だけに有益をもたらすような信託であっても、公益性が認められるケースがあることが指摘されている。IR Comrs. v. Baddeley<sup>(2)</sup>において、Simonds 卿は、「本来は少数の者にだけ有益であるが、やがて全体社会に拡大されるような形態の救済」のための信託は、その救済対象が一定地域の住民に限定されていて、公益信託となりうる、とされる。また、Verge v. Somerville<sup>(3)</sup>において、Wrenbury 卿は、チャリティであるためには、信託は共同社会あるいはそのかなり重要な階層のためのものでなければならぬ、という見解を示している。Wrenbury 卿によれば、「教区または町の住民あるいはそのような住民の中の何らかの特定の階層」は、公益信託の対象となりうるが、「私人または絶えず構成員が変動する私的集団」は、その対象となりえない、ということになる。重要な階層については、その集団のつながりが、契約関係とか、血縁関係というような「個人的関係」である場合は、重要な階層に該当しないと考えるケースが多い。

なお、財政上の特権付与の結果的妥当性を公益性の判断の際に考慮すべきかどうかは、見解が分かれている。Dingle v. Turner<sup>(4)</sup>において、Cross 卿と Simon 卿は、裁判所は「財政上の特権」を考慮に入れて公益性の判断をすべきと主張したが、他の三名の裁判官は賛成しなかった。

## (二) 寄贈者の動機

イギリスでは、チャリティの寄贈者の動機は、当該の信託の公益性を判断する上で、重要な要素とみなされていない。公益性の判断基準は、動機という主観的基準ではなく、信託の目的という客観的基準によるべきとされている。たとえば、寄贈者自身の名誉のための教育振興を目的とする信託も公益性を認められている。

## (三) 収益の形成

私益のためになされる事業は、公益性がない。しかし、病院や教育施設のように、金銭を徴収しても、その収益が全体として公益目的に使用されることになっている場合には、チャリティはその公益的地位を失うことはない。この点は、わが国の公益法人の収益性の問題と同一である。

## (四) 公益という基準の多様性

前掲の I.R. Comrs. v. Baddelley において、Somervell 卿は、非常に小さな階層を益する宗教信託が有効であるとしても、同一階層の独占的使用に供される運動場がチャリティであるはずがない、と述べて、まったく同一の意味をもたせた「公益」要件で、チャリティのあらゆるカテゴリーを律することは妥当ではないと主張した。また、裁判所の公益基準に対する考え方にも、歴史的変遷がみられる。たとえば、動物生体解剖反対という目的の信託について、一八九五年の事例では、動物保護という観点から公益性を容認したのに対して、一九四八年の事例では、医学の進歩という観点からその公益性を否認している。

このように、「公益」という要件は、時代とともに、社会的要請にに応じて、歴史的に変化する弾力的な判断基

準であるといえよう。

(四) 公益要件の例外

公益信託においては、「公益」すなわち「不特定多数の者の利益(受益者の不特定多数性)」が、不可欠の要件とされている。しかし、歴史の変遷はあるものの、唯一の例外は、指名された特定の個人を除く、非常に限定された階層を受益対象とする救貧目的の信託である。たとえば、イギリスの裁判所は、①貧困な親族の救済のための信託、および②ある特定の会社における貧困で病氣もちの従業員やその家族の救済のための信託を、公益信託として是認している。

注

- (1) [1949] A.C. 426, H.L.
- (2) [1955] A.C. 572.
- (3) [1924] A.C. 496.
- (4) ただし、会社の規模が大きい場合は、別とするチャリティ・コミッションナーの見解もみられる([1971] Ch. Com. Rep. 9, para. 21)。
- (5) [1972] A.C. 601.

二 宗教団体の公益性

エリザベス制定法と呼ばれる一六〇一年の公益ユース法(Charitable Uses Act 1601)の前文には、「教会堂の修理」という項目がみられる。いずれにせよ、イギリスでは、国教の推進は公益性があるとされている。一六

八八年の信教自由令 (Toleration Act) の制定を経て、現在では、イギリスの裁判所は、とくにキリスト教のその宗派が宗教上の理念または道徳に反する教義を説かないかぎり、宗派による差別的扱いはしないようになってきている。しかしながら、例外的に、①自由恋愛主義者の教会、および②サイエントロジー（精神分析などを利用した精神衛生工学）の教会は、法律上、宗教団体ではないとされている。

また、ローマ・カトリックの修道僧などの集団の構成員に利益を与える信託の公益性については、それらの構成員による「神へのとりなしの祈り」の価値には証拠能力がなく、「彼らの敬虔な生活」の例によってもたらされる利益は、「公益基準」をみたすには、あまい、かつ不十分であるとされている。Gilmour Case において、Simonds 卿は、観想的修道女団体の公益性を否定することは、不合理かもしれないが、他方、下界からの財政的援助による生活扶助にすぎない信託を公益信託として容認することはできない、と判決理由の中で述べている。<sup>(1)</sup>ただし、修道女団体が、宗教活動以外の公益活動（例、教育、看護）をなしている場合は別とされている。<sup>(2)</sup>イギリスには、キリスト教以外の宗教に関する事例は一つもない。また、多神論の宗教団体の公益性の問題も未解決である。なお、「教会における国教制の廃止」や「教育と宗教の分離」を目的とする無神論あるいは人道主義の団体は、政治的団体であり、宗教団体とはいえないとの見解がみられる。<sup>(3)</sup>

注

(一) Ibid., at 449.

(二) Cocks v. Manners (1871), L.R. 12 Eq. 574, at 584.

(三) Bowman v. Secular Society Ltd. (1917) A.C. 406 における Parker 卿の付随意見。

### 三 宗教推進という目的の公益性

#### (一) 一般的な宗教目的

宗教改革以前、イギリスにおいて国教だけが法的に承認されていたときには、国教すなわち英国国教会にかかわる目的の信託は、公益要件を問うことなく、その宗教的目的という外観だけで、公益性があるとされていた。しかし、その後、キリスト教のほとんどの宗派が法的に承認されるようになると、すべての宗教信託について、その目的の公益性が要求されるようになってきている(例、一九四九年の *Gilmour v. Coats*)。

具体性がなく、一般的に「宗教的な目的のため」と明示されている信託は、公益性があるとされている。「宗教的目的」の意味については、とくに広義に解される状況にないかぎり、「宗教の推進を促す目的」と解されている。

#### (二) 公衆による崇拜の維持および促進

公衆による神への崇拜を鼓舞する方法には、主として、以下のものがみられる。

**A 教会の建設および修築** 教会の修築は、エリザベス制定法の前文に掲げられている公益目的の一つであるが、教会の建設も、判例では、公益目的に該当するとされている。たとえば、①ウエストミンスター大聖堂の建設を目的とする信託、および②教会に装飾品を取り付ける目的の信託は、いずれも、公益性を認められている。

現在では、対象となる教会には、国教系、非国教系およびユダヤ教系による区別はないし、また、教区牧師館

ならびに宗教系の大学および専門学校の施設の建設や修築も、この目的に該当するとされている。ただし、宗教的色彩のある建物でも、その使用目的の多様性から、公益性の有無の判定が難しいケースもある。たとえば、フリーメイソン団の集会所の維持のための信託は、そのような建物は厳密な意味における教会堂ではなく、その建物の使用目的がフリーメイソン団の社会的、経済的活動にあつたことを理由として、公益性がないと判示されている。

**B 礼拝式の適正な執行** 一般的に、「教会」という用語には、礼拝式の適正な執行のために必要なすべての礼拝用装飾品や付属品（例、説教壇、説教用の鐘、祭壇の掛け布）が含まれると考えられており、教会の補修も礼拝式の準備にすぎないと考えられている。したがって、イギリスでは、礼拝式の適正な執行に必要な装飾品や付属品の購入、補修および維持のための信託は、エリザベス制定法の制定以前から公益性が認められていた。たとえば、①壁飾りのような教会の礼拝用装飾品のための信託、②教区教会における室内装飾品の補修・維持のための信託、③教会のオルガン奏者に俸給を与えるための信託、および④教会で使用するオルガンの修理のための信託は、いずれも、公益性が認められている。

**C 聖職者に対する援助** 聖職者に対する援助という目的の公益性については、異論はあるが、判例では、一六三九年の *Pember v. Inhabitants of Kingston* <sup>(1)</sup>において、牧師に対する援助のための信託が公益性を認められた。それ以後、①牧師の俸給増額のための信託、および②特定の教会の受給聖職者の俸給増額のための信託は、ともに公益性が認められている。

聖職者に対する援助は、間接的な方法でもよいとされている。たとえば、①教区牧師の保養所建設を目的とする信託、および②退職した老齢の宣教師に小住宅を提供する目的の信託は、公益性が是認されている。

(三) 布 教

イギリスでは、一般的に、宗教すなわちキリスト教の布教は、公益的な目的とされている。宗教的目的のための信託に関する事例の中には、宗教的目的を示すとみられるさまざまな一般的宗教用語が使用されている。たとえば、①礼拝 (service of God) のための信託、②崇拜 (worship of God) のための信託、および③福音書の伝道 (spread of the Gospel) のための信託などである。これらのような事例では、とくに宗派の限定がない一般的な宗教目的を示す用語が使用されているので、それらの信託は、英国国教会における布教という目的のために適用されることが意図されている。との推定がなされることになる。

イギリス本国および外国でのキリスト教の伝道活動は、「伝道」という目的が明確に示されている場合には、公益性があるとされている。たとえば、①キリスト教への認識を促進させるための団体、②外国における福音書の普及のための団体、③教会の伝道団体、および④教会の日曜学校のような、伝道活動を行う団体が、公益性を容認されている。そのほかにも、①世界中の異教徒の国に、伝道のために建立されるモラビア派の教会の維持および推進のための信託、②宗教改革の正当性を主張するために設立された団体であるプロテスタント同盟のための信託、および③アフリカにおける伝道の促進をはかるための雑誌の編集のための信託が、それぞれ、伝道目的のための信託として、公益性が認められている。

(四) その他

宗教推進にかかわる目的に関して、その他、公益要件の具備の有無が最も問題となる項目についてみていく。

A ミサの儀式のための信託 イギリスでは、一五四七年の奇進法 (Statute of Chantries of 1547) 以後、か

なりの間、ミサの儀式のための信託は、迷信的ユース (superstitious uses) として、無効とされてきた。しかし、ローマ・カトリック教会が法的に承認されるに至り、裁判所は、一九一九年の *Bourne v. Keane* <sup>(2)</sup> において、①ミサのための信託は、大部分のキリスト教徒にとつて重要な宗教上の儀式のためのものであり、また、②ミサという儀式を行う司祭を援助するためのものでもあることを理由として、そのような信託を法的に有効と認められた。

なお、Scott は、そのような信託の公益性について、ローマ・カトリック教会の教義に照らしても、ミサのための信託による利益は、祭られる魂が特定の人に限定されることはないので、教会の他の教徒および世界中の人々にまで拡大されること、を論拠として、公益性が認められるべきである、と主張している <sup>(3)</sup>。

また、Picarda は、ミサのための信託が、ローマ・カトリック教会の教義を推進させる機能を有していることを根拠に、その公益性を認めている <sup>(4)</sup>。

**B 墓碑または記念碑のための信託** 墓碑 (tomb) または記念碑 (monument) のための信託の公益性に関しては、初期の判例は、見解が分かれていた。しかし、現在では、一般原則として、教会所属の墓地内の特定の墓碑の建造または保存のための信託は、公益性がないとされている。このことは、記念碑の場合も同じである。前述のように、寄贈者の動機は公益性の判断の際にあまり重要視されていないけれども、前記のような信託の動機は、通常、信託設定者あるいは遺言者の自己満足にある、という指摘が判決の中でなされるケースが多い。

しかし、その墓碑または記念碑が、教会あるいは礼拝堂の建造物の一部を構成している場合は別問題であり、そのような場合には、信託に公益性が認められている。たとえば、セントポール大聖堂の納骨・礼拝用の地下室にある記念碑の保存は、公益的な目的であると判示されている。

C 組織化された宗教上の巡礼のための信託 イギリスには、この問題に関する判例は存在しない。しかし、ローマ・カトリック教会は、巡礼 (pilgrimage) を奨励しており、しかも巡礼を公衆に対する宗教の示威と認識のためと考えているので、このような目的の信託の問題は、いずれイギリスの裁判所で解決されねばならないであろう。

ここでは、参考として、アイルランドの判例を取り上げる。一九五八年の *Re MacCarthy*<sup>15)</sup> では、遺言者は、信託にもとづいて、ダブリンの大司教に六〇〇ポンドを遺贈した。その目的は、その基金からの年次収益を、フランスの聖地ルルドのマリア聖堂のあるほら穴への組織化された宗教巡礼に参加する若干の病人たちの旅費の全部または一部、および扶養費に運用することであった。ルルド巡礼の幹事による宣誓供述書には、巡礼に関するカトリックの教えが詳述されており、また、ルルドはカトリックの世界では最も信徒の集まる場所であると力説されていた。Budd 裁判官は、「宣誓供述書に述べられていることは別として、私は、巡礼が常に宗教上の行為であるとみなされてきていると考えている。それは、公衆の立場でなされるものであり、またそれゆえに、公益性を備えている。……当該信託は、組織化された宗教巡礼に参加するようにいわれている二つの教会区内の病気の人々の中から一人ないし二人を援助するためのものであり、このような巡礼の性格を顧慮するときは、それは明らかに宗教推進のための信託である」と述べて、当該信託の公益性と有効性を是認した。

D 宗教に関する著作のための信託 イギリスでは、宗教に関する著作は、それが不道徳もしくは反宗教的なものでないかぎり、それらを刊行・配布するための信託は、公益性が認められている。

一八六二年の *Thornton v. Howe*<sup>16)</sup> では、ジョンナ・サウスコットの著作には、彼女の信者を道徳的に墮落させたり、また読者に反宗教的影響を与えたりする要素が含まれているかどうか、が争点となった(この女性

は著書の中で、聖霊によって懷妊し、メシア（救世主）を出産したと主張していた）。Romily 裁判官は、それらの著作は取るに足らないものであり、また内容的にも支離滅裂で、混乱がみられるが、しかし、それらは明らかにキリスト教の影響の拡大という立場から書かれたものであると判断して、それらの著作の刊行のための信託に、公益性を認めた。この判決は、信教の自由の最高水準を示す判決といわれている。

また、一九七三年の *Re Watson*<sup>(1)</sup> では、ある建築業者の宗教に関する著作の刊行・配布のための信託の公益性が争点となった。その内容は、たいてい聖書に関する短い注釈であり、その傾向は、かなりカルビン主義の要素をともなった正統派キリスト教主義であった。道徳神学および社会神学の学者の証言によると、それらの著作は、確かに、宗教的傾向を示しているが、本質的価値はゼロに等しく、また、キリスト教の知識の拡大に役立つかもしれないとされた。Pleymann 裁判官は、Thornton Case を有効な先例として扱った多くの事例を引用した上で、その信託の公益性を容認したが、付随的につきのような見解を示した。①裁判所は、ある特定の宗教に対して優先権を与えはしない。②ある目的が宗教的性格を有する場合には、裁判所は、反証のないかぎり、公益を推定する。③公益に対する反証をあげる方法は、(i)その教義が反宗教的であることを示すこと、あるいは(ii)その教義が反道徳的であることを示すこと、である。

#### 注

- (1) (1639) Toth 34.
- (2) (1919) A.C. 815.
- (3) A.W. Scott : *The Law of Trusts*, para. 371. 5.
- (4) H. Pearce : *The Law and Practice Relating to Charities*, pp. 67-68.
- (5) (1958) 1 R. 311.

(9) (1862) 31 Beav. 14.  
(7) (1973) 1 W.L.R. 1472.

## おわりに

以上、イギリス法における宗教信託の公益性についてみてきたわけであるが、公益性に関する要点は以下のようになろう。①公益とは「共同社会あるいはそのかなり重要な階層の利益」を意味すること、②対象となる集団は、契約・血縁など個人的関係で結びついた集団でないこと、③奇贈者の動機は考慮されないこと、④公益活動により収益が得られても、公益目的に使用されるかぎり公益性を損なうことはないこと、および⑤公益基準は、その対象目的や時代により変容する多様性を有していること、である。

宗教信託も、以上の点を基準として、公益性の有無が判断されることになる。なお、宗教団体の公益性については、①宗教上の理念や道徳に違背しないこと、および②宗教団体が公衆にまで開かれていること、がその他の要件とされている。

現代のイギリスにおける宗教信託は、信教の自由および政教分離の原則を前提としてはじめて、法律的にその公益性を論ずることができるといえよう。イギリスでは、宗教信託といっても、キリスト教にかかわる信託に関する判例しか存在せず、神道や仏教などの多様な宗教が混在するわが国においては、イギリスにおける公益性の判断が、そのまま参考になるとは思えない点もあるが、しかし、共通する問題も多くみられるので、その点は考慮に値するものとおもわれる（なお、わが国では、昭和六一年末現在で、宗教の推進を直接目的とした公益信託

はみられない)。

### 〔主要参考文献〕

- Cairns, E.: Charities, Law and Practice, 1988.  
Chesterman, M.: Charities, Trusts and Social Welfare, 1979.  
Cracknell, D.G.: Charities, Law and Practice, 1987. Maurice, S. G. and Parker D.B.: Tudor on Charities, 1984.  
Picarda, H.: The Law and Practice Relating to Charities, 1977.  
Sheridan L. A. and Keeton G.W.: The Modern Law of Charities, 1984.
- 田中 實 「公益法人と公益信託」 勁草書房 一九八〇年  
同 「公益信託の現代的展開」 勁草書房 一九八五年  
同 「信託法」 学陽書房 一九八九年  
高澤博男 「英国公益信託法の研究」 潮南堂書店 一九八六年  
同 「イギリスにおけるチャリティの法的形態」 国際武道大学研究紀要第三号 一九八七年  
同 「イギリスのチャリティに関する法的考察」 千葉大学教養部研究報告A-22 一九八九年  
林 寿一 「公益法人の研究」 潮南堂書店 一九七二年  
キートン、シエリタン著 海原文雄、中野正俊監訳 『イギリス信託法』 有信堂 一九八八年

### 〔付記〕

本稿は、学会報告の原稿に注を付したものである。